

決 定 事 項

実 施 状 況

VI. 円高及び原油価格低下に伴う差益の還元と価格の適正化等

1. 公共料金等

(1) 公共料金等については、近時の円レート、原油価格の動向等にかんがみ、4月の「総合経済対策」、5月の「当面の経済対策」等において、電力及びガスの暫定料金引下げ等により差益還元等を推進してきたところである。今後とも引き続き、可能な限り公共料金等の引下げに努めるものとし、引下げが困難なものについても、当該事業の収支状況等を勘案しつつ、料金等の長期安定、サービスの改善等を図るものとする。

域)において当該地域内の離職者、当該地域の特定不況業種企業の離職予定者等に対して、職業相談、職業訓練、職業紹介を一貫して行う「地域雇川能力開発事業を実施する。(労働省)

・公共料金等については、「今後とも引き続き、可能な限り公共料金等の引き下げに努めるものとし、引き下げが困難なものについても、当該事業の収支状況等を勘案しつつ、料金等の長期安定、サービスの改善等を図るものとする。」という基本方針のもとで、円高差益の還元等を推進中。

・電力及びガス料金については、昭和62年1月から1年間、総額約2兆円の暫定料金引下げを実施中。また、熱供給事業についても昭和62年1月又は2月から暫定料金引下げを実施中。(通商産業省)

・工業用アルコールについては、昭和62年1月から政府売渡価格を引き下げた。(通商産業省)

・畜産物の価格安定を図るために設けられている価格帯については、円高効果を含む生産費の低下等も踏まえ、昭和62年度から去勢和牛肉を2.1%、乳用種牛肉を6.4%、豚肉を15.4%、バターを10.2%引き下げる等の改正を行った。(農林水産省)

・麦の政府売渡価格については、国内産麦及び輸入麦のコスト価格、その他麦を

決 定 事 項	実 施 状 況
<p>(2) 輸入牛肉については、8月から、畜産振興事業団の一般売渡しについて、売渡予定価格を10%程度引き下げるとともに、売渡数量を1割程度増加させたところである。さらに、9月から指定輸入牛肉販売店を地域間調整も踏まえて300店舗増加させ3,300店舗とし、モニターの活用等によりその適切な運用を図る。これらの措置及び4月、5月に講じた措置による還元額は240億円程度と見込まれる。</p> <p>(3) 国内航空については、増便等の利用者サービスの向上を図るとともに、既に実施している団体包括旅行割引等を10月から更に拡充して実施することにより、差益を還元する（割引の措置による還元総額年間272億円程度）。</p> <p>また、国際航空運賃の方向別格差縮小のための措置については、我が国にとって2大主要路線である欧州線及び太平洋線について格差縮小のための措置を講じているが、今後とも引き続き方向別格差が大きい路線につ</p>	<p>めぐる経済事情を総合的に勘案して、昭和62年2月5日から平均5.0%の引下げを行った。（農林水産省）</p> <p>・外国あて航空通常郵便物の料金については、方向別格差に配慮しつつ利用者の負担軽減を図るため、昭和62年4月1日から平均10%の引下げを実施した。（郵政省）</p> <p>・輸入牛肉については、8月から、畜産振興事業団の一般売渡しについて、売渡予定価格を10%程度引き下げるとともに、売渡数量を1割程度増加させた。また、9月から指定輸入牛肉販売店を地域間調整も踏まえて300店舗増加させ3,300店舗とし、モニターの活用等によりその適切な運用を図っている。更に、11月から指定輸入牛肉販売店及び「肉の口」における小売目安価格を10%程度再び引き下げるとともに、畜産振興事業団の一般売渡数量を1割程度増加させた。これらの措置及びこれまでに講じた措置による昭和61年度における還元額は260億円程度である。（農林水産省）</p> <p>・国内航空割引運賃の拡充等については、既に10月1日より実施しておりその内容は次のとおりである。</p> <p>① 団体包括旅行割引運賃について、実施期間を延長するとともに、対象地域を従来の北海道、九州及び沖縄に加え、東北及び奄美諸島を追加し、さらに割引率を拡充（閑散期平日帰着について32～35%の割引）した。</p> <p>② 新たな割引制度として、沖縄関係路線について団体往復割引運賃（25～35%の割引）を設定した。（運輸省）</p>

決 定 事 項

ては、格差縮小のための措置を講ずるよう努める。

(4) バス、タクシー、旅客船等の運輸事業については、車両、船舶の代替更新を促進するなど利用者利便の向上のためのサービス改善を行うとともに、可能な限り現行運賃水準を維持することにより、差益を還元するよう指導する。

また、やむを得ず運賃改定が必要な事業者については、今後とも引き続き燃料費の下落による適正な原価を織り込むこととして、極力改定幅を圧縮することにより差益を還元するよう指導する。

(5) 国際通信料金については、既に料金引下げの方針を明らかにしていたところであるが、方向別格差に配慮しつつ利用者の負担軽減を図るため、9月から国際電話料金について全対地を対象に平均11.0%引き下げる等により、平年度合計で、276億円、平均13.1%の引下げを行った。

(6) 砂糖については、円レートの上昇はあるものの国際相場の植上がりにより粗糖の平均輸入価格（円ベース）が昨年同時期に比べて上昇しているが、依然として低い水準にあること等を考慮して、61砂糖年度（61年10月

実 施 状 況

・国際航空運賃の方向別格差縮小のための措置としては、オーストラリア線について、日本発普通往復運賃の7%値下げ及びオーストラリア発普通片道運賃の10%値上げを、東南アジア線について、日本発アベックス運賃（事前購入回遊運賃）の導入（エコノミー往復運賃の40%程度の割引）を昭和61年12月1日から実施した。（運輸省）

・地方運輸局及び関係事業者団体に対し、昭和61年10月3日付けの通達により円高及び原油価格低下に伴う差益の還元と価格の適正化について周知の徹底を図り、事業者においても、船舶の代替更新、サービス改善投資等を積極的に推進している。（運輸省）

・国際通信料金については、方向別格差に配慮しつつ利用者の負担軽減を図るため、昭和61年9月1日から国際電話料金について全対地を対象に平均11.0%引き下げる等により、平年度合計で、276億円、平均13.1%の引き下げを行った。（郵政省）

・61砂糖年度（61年10月～62年9月）の安定価格帯及び国内産糖合理化目標価格を引き下げた。この措置等により、砂糖1kg当たりの標準的コスト価格（形成糖価）は、6.6円程度低下した（値下げ総額年間170億円程度）。

決 定 事 項

実 施 状 況

～62年9月)の安定価格帯を引き下げるとともに、最近の卸売物価の下落等を反映して国内産糖合理化目標価格を引き下げる。これらの措置により、砂糖1kg当たりの標準的コスト価格(形成糖価)は、5円程度下がるものと見込まれる(値下げ総額年間140億円程度)。

(7) 塩については、塩産業の自立化方策の趣旨に沿いつつ、12月の買受申込から原塩、粉碎塩、並塩の一部について平均3.5%の価格引下げを行う。

2. その他

(1) 国民生活に密着した消費財等については、円高等の効果が、今後とも、市場メカニズムを通じて国内販売価格に適正に反映されるよう、引き続き、競争の促進に配慮するとともに、価格動向を監視し、円高メリットの活用を促進するため、積極的に情報提供を行うなど、関係者の協力を求め、円高等の効果の一層の浸透を図る。

(2) 石油製品については、市場メカニズムを通じて円高及び原油価格の低下を価格に反映してきているが、今後とも、引き続き為替相場及び原油価格の動向が適正に販売価格に反映されるよう価格動向について注視する。

(農林水産省)

・原塩、粉碎塩、並塩の一部について一律トン当たり1,000円の価格引下げを昨年12月の買受申込から、実施したところである。(大蔵省)

・国民生活に密着した消費財等については、円高等の効果が、今後とも、市場メカニズムを通じて国内販売価格に適正に反映されるよう、引き続き、競争の促進に配慮するとともに、価格動向を監視し、円高メリットの活用を促進するため、積極的に情報提供を行うなど、関係者の協力を求め、円高等の効果の一層の促進を図るべく、以下の諸施策等を実施中。

・石油製品の円高等によるコストダウンは、市場メカニズムを通じ、販売価格に反映されてきているが、今後とも、為替動向等が適正に販売価格に反映されるよう十分注視する。

決 定 事 項

実 施 状 況

< 末端石油製品価格の推移 >

(円/リットル)

	59年度下期	60年9月	62年1月	62年4月
ガソリン	145.5	138	111 (経済調査会調査)	124 (経済調査会調査)
灯 油	81.8	77.4 (通産省消費者価格モニター調査)	45.4 (通産省消費者価格モニター調査)	— (経済調査会調査)
	76.9	75.6	44.4 (経済調査会調査)	46.7 (経済調査会調査)

(3) 配合飼料については、既に昭和60年10月以降円高の効果を含む原料コストの低下を反映して4回にわたる価格引下げ(17.4%)が行われたところであるが、今後においても原料価格の動向等について注視する。

(4) 主要輸入消費財等及び輸入素原材料のコストに占める割合の大きい消費財等の価格動向等(50品目)について調査を行い、10月末を目途にとりまとめ、公表する。

(5) 公正な競争を確保することが、製品輸入の拡大、円高等の効果の浸透の

・家庭用液化石油ガスの価格については、昨年5月に流通・販売業者に対して価格の引き下げを要請した結果約6%低下したが、その後も円高基調等にあることから、昨年12月に再度要請を行った。その結果、本年4月の通産省の消費者価格モニター調査によれば、対前年同月比8.5%の引下げとなっている。
(通産産業省)

・円高傾向が強まったこと等から昭和61年10月以降、さらに、5.3%の値下げが行われた(昭和60年10月以降の値下げ率は、合計21.8%)。(農林水産省)

・主要輸入消費財等の価格動向等について調査を実施し、昭和61年10月(大蔵省、農林水産省、通産産業省、経済企画庁)及び昭和62年2月(通産産業省)調査結果を公表した。

・並行輸入の実態を把握するため、輸入消費財を対象に、価格動向、流通実態、

決 定 事 項	実 施 状 況
<p>促進に資するという観点から、並行輸入に関する調査を行うとともに、競争制限的行為に対する監視に努める。</p> <p>(6) 一般消費者への円高メリットの均霑を積極的に図るため、主要百貨店・スーパーにおいて既に実施されている第1次円高活用プランに引き続き、円高活用の基本方針、インポートフェアの開催、小売価格の引下げ、開発輸入の推進等を内容とする第2次円高活用プランの策定指導を実施しており、10月中旬を目途にその報告を受け、とりまとめを行う。また、中小スーパー、商店街等の小売業界に対し、輸入品フェアの開催要請等を実施する。さらに、10月の輸入拡大月間において全国的な街頭キャンペーン、ポスターの掲示、各種メディアを通じた広報等を強力に実施し、国民が円高のメリットを享受しうるような環境の整備に努める。</p> <p>外食については、業種業態の実情に応じ、円高等の効果ができる限り価格、質等に反映されるよう、関係者の協力を求める。</p>	<p>消費者の意識等について、調査を実施し、並行輸入の不当阻害防止のためのガイドラインを作成した (公正取引委員会)</p> <p>・家庭用液化石油ガスについて一部の地方協会の競争制限的行為に対して警告を行った。(公正取引委員会)</p> <p>・主要百貨店、スーパーでは、通産大臣からの要請を受けて第二次円高活用プランを策定し、全国延べ約20,300地点にのぼるインポートフェアの開催、約8,300品目の小売価格引き下げ、約1,400品目の新規輸入品の開拓、開発輸入の推進等、一般消費者への円高メリット均霑に積極的な取り組み。(通商産業省)</p> <p>・中小スーパー、商店街等の小売業界に対して、昭和61年9月、インポートフェアの開催等を通じて広く一般消費者に円高メリットを均霑し、輸入促進に努めるよう、要請等を行った。(通商産業省)</p> <p>・商店街、ボランティア・チェーン等における輸入品フェアに対する補助対象として昭和61年度、15地域を指定し、逐次輸入品フェアが開催された。(通商産業省)</p> <p>・輸入拡大月間(昭和61年10月1日~31日)において輸入促進キャンペーンを積極的に実施。(通商産業省)</p> <p>・外食については、業種・業態や食材の多様性等の事情があるが、円高等の効果の反映について関係者に協力要請を行ったところであり、相当数の外食企業、飲食店において、価格の引き下げ、メニュー内容の改善等により消費者還元が行われた。(農林水産省)</p>

決 定 事 項

実 施 状 況

(7) 円高等による国内販売価格の変化等について、随時、テレビ等のメディア、フードウィーク等の企画を通じ、また、地方公共団体等の協力を得て、消費者等に対する情報提供の拡充を図る。

・円高等による国内販売価格の変化等について、随時、テレビ等のメディア、フードウィーク等の企画を通じ、また、地方公共団体等の協力を得て、消費者等に対する情報提供の拡充を図った。(農林水産省)

・昭和62年3月、円高メリットについて消費者等に理解を深めてもらうため、新掲載、パンフレットの配布等を通じて、円高メリットに関して広く情報提供を行った。(経済企画庁)

Ⅶ. 金融政策の機動的運営

内外経済動向及び国際通貨情勢を注視しつつ、金融政策の適切かつ機動的な運営を図る。

・日本銀行は、昭和61年11月1日に公定歩合を更に0.5%引き下げたのに続き、昭和62年2月23日さらに0.5%引下げ、2.5%とした。これに伴い民間預貯金金利及び郵便貯金金利並びに短期プライムレートも昨年11月25日および本年3月16日に引下げられた。

なお、日本銀行は、本年2月の公定歩合引下げ以降、短期市場金利が一時的に高止まりしていた状況に鑑み、公定歩合と十分整合的な市場金利が実現するよう短期金利低下のためのオペレーションを行った。(大蔵省、郵政省、日本銀行)

Ⅷ. 国際社会への貢献

上記の諸施策を始め我が国の内需拡大の努力は、経済の拡大均衡を通じて世界経済にも好ましい影響を及ぼすことが期待される。

・海外投資保険等の活用については、リスク交渉迅速化等によるケースバイケース下での引受制限国に対する弾力的対応を検討中のほか、海外投資保険の拡充

決 定 事 項

同時に累積債務の増大、一次産品価格の低迷等により経済困難に直面する開発途上国に対し、引き続き資金の流れを確保し、その際民間資金の流れの円滑化を図るために海外投資保険等の活用及び多数国間投資保証機関への参画を行う。

政府開発援助については第三次中期目標に沿って着実な拡充を図るとともに、その適正かつ効果的・効率的実施に配慮しつつ、開発途上国の直面する経済困難、多様化するニーズに対応し、円借款における内貨融資の弾力化、既往プロジェクトの活性化、援助形態の多様化等弾力的運用に努める。

実 施 状 況

- を盛り込んだ法改正を第 108回国会で行った。(通商産業省)
- ・昭和61年9月12日、多数国間投資保証機関(MIGA)設立条約への署名を行い、9月15日～19日の設立準備委員会に出席した。(大蔵省、外務省、通商産業省)
- ・第 108国会において、「多数国間投資保証機関を設立する条約」の締結の承認及び「多数国間投資保証機関への加盟に伴う措置に関する法律」の成立をみ今後速やかに上記条約の締結を図っていくこととする。(大蔵省、外務省、通商産業省)
- ・開発途上国の開発・債務問題への適切な対応を図るため、世銀特別ファンドの創設(約20億ドル)、IMFへの貸付け(約36億ドル)、IDA、ADFへの拠出(約39億ドル)により合計約 100億ドルの官民資金の還流を行うこととした。(大蔵省)
- ・円借款の供与については、昭和62年1月からの新規分につき供与条件を緩和(平均 0.6%程度の金利引下げ)を行うとともに、被援助国の厳しい財政状況等に鑑み、案件の実行可能性を高め、かつ、円借款の実施促進を図るとの見地から、各国の実情に応じ、自助努力の範囲内において内貨部分を弾力的に供与することとしている。(経済企画庁、外務省、大蔵省、通商産業省)
- ・「既往プロジェクトの活性化」案件に対する円借款の供与については、開発途上国からの要請を踏まえ、現在、関係省庁間で所要の審査(諾否の検討)を行っている。(経済企画庁、外務省、大蔵省、通商産業省)
- ・政府開発援助については、プロジェクトに対する協力を中心としつつも、途上国側の指定の政策目標あるいは総合的な開発計画を支援すべく、援助形態の多

決 定 事 項	実 施 状 況
	<p>様化についても合わせ検討。また、輸出振興に資する品質向上や検査能力改善のための協力、投資促進のためのシンポジウム開催やアドバイザー及び調査団派遣等技術協力の多様化にも努めている。(経済企画庁、外務省、大蔵省、通商産業省)</p>

13. 総合経済対策主要検討項目

昭和61年9月16日

(経済対策閣僚会議)

- ・ 公共投資等の拡大
- ・ 住宅建設等の促進
- ・ 規制緩和等による民間活力の活用の推進
- ・ 中小企業対策等
- ・ 雇用対策
- ・ 円高及び原油価格低下に伴う差益の還元等
- ・ 金融政策の機動的運営
- ・ 国際社会への貢献

※ なお9月17日にも引き続いて経済対策閣僚会議が開かれた。